

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

2017年ESP奨学助成金募集要項

東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラム（ESP）登録者を対象として、修士論文執筆に関連する現地調査旅費助成およびドイツの大学へ留学のための旅費滞在費（最大3ヶ月）の助成を実施します。2017年にドイツ・ヨーロッパに関する修士論文作成に関係した資料収集や現地調査、および留学のための旅費滞在費を助成します。但し、2011年より寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、渡航先はドイツに限定します。

今回の募集は、当該期間内に実施されるすべての現地調査を対象とします。複数回現地調査の希望がある方は、各現地調査に対してそれぞれ現地調査旅費申請書をご提出ください。

なお、奨学助成金を受けた場合には研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別、電子メールアドレス）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

応募締め切り 2017年5月18日（木） 15時（厳守）

2017年4月

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長
森井裕一

1. 応募資格

東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラムに登録している者。

2. 交付額

航空運賃として一律875ユーロ

滞在費として1ヶ月750ユーロ（最大）

*日本円で指定口座へ入金になるが、為替レートはドイツ学術交流会の指定レートとなる。

3. 助成期間

1ヶ月から3ヶ月（最大）

*奨学金の支払い形式が月単位のため、最低渡航期間を1ヶ月とする。

*1ヶ月の渡航が難しい場合は別途相談に応じる。

4. 応募方法

次の書類を締め切り期日までにドイツ・ヨーロッパ研究センター宛に (josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp)

まで電子メールで提出すること。5月20日（土）までに受領の通知がない場合は、事故の可能性があるので、送信日時を確認のうえ、問い合わせること。電子メールの事故などもあるので、早めに送付すること。審査結果は6月上旬までにメールで通知される予定である。

1) 所定の申請書（DESKHP：<http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp> よりダウンロードすること）

【記入上の注意】

- ① 【調査旅費】研究の概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。また、それらの前提に現地調査の必要性について記述すること。研究計画の項目では、現地での調査内容などについて、日程、訪問先などを具体的に記述すること。とりわけ修士論文との関係について明記すること。
 - ② 【留学】研究概要の項目では、留学の目的および留学先での履修予定科目について記述すること。研究計画の項目では、履修予定科目から何を学ぶ予定か、大学外での研究活動をする場合はそれについて具体的に記述すること。とりわけ修士論文執筆との関係について明確にすること。
- 2) 留学する場合は、留学許可書（またはそれと同等の書類）を添付すること。

5. 選考方法

提出書類にもとづいてドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会で選考をおこなう。

6. 交付方法

本人名義の銀行口座に振り込む（郵便貯金口座への振り込みはできない）。

7. 受給条件

- 1) 計画書に記された研究・調査・研修などに従事している期間に事件、事故等によって傷害を受けたり死亡した場合の責任は一切本人にある旨、および必ず成果報告書を提出する旨の申し立て書を、交付決定後に提出すること。
- 2) 国外での研究・調査にあたっては、渡航期間中の事故や疾病に対して保険による補償が得られることを証明する書類を、交付決定後に提出すること。

8. 報告義務

受給者は、助成金による学習・研究計画の終了後、次の書類をドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室に提出しなければならない。

- 1) 航空券の半券（帰国後7以内）
- 2) 完了報告書（別紙様式）（帰国後7日以内）
- 3) 成果報告書（終了後1ヶ月以内）

特に様式を定めませんが、学習・研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に報告書の形式で 4000 字程度で記すこと。MS ワード形式で電子メールで提出。後に、ドイツ・ヨーロッパ研究センター活動報告書や NEWSLETTER の一部として印刷される可能性があることを了承すること。

4) その他

奨学助成金による研究調査の成果を生かして執筆した業績についてはドイツ・ヨーロッパ研究センターに提出すること。

9. 変更届出

交付決定後に学習・研究計画に変更が生じた場合には、ただちにドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室に届け出なければならない。重大な変更の場合には、交付決定を取り消すこともある。

10. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務を負わない。ただし、提出書類の記載に偽りがあった場合、その他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、また、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

11. その他

提出されたデータおよび書類はいつさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

平松英人（センター助教）

E-mail: josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp